



宮崎労働局発表
平成30年10月25日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課長 福山 栄隆
主任監察監督官 岡元 秀樹
専門監督官 吉田 恭
(電話) 0985-38-8834
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

労働局長がベストプラクティス企業を訪問します

～長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

宮崎労働局長（吉田 ^{よしだ} ^{けんいち} 研一）は、過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる有限会社ぎょうざの丸岡を訪問し、代表者との面談を通じて、その取組手法や効果を収集した上で県内事業場に広報等により紹介することとしております。

報道各位の皆様には積極的な取材をよろしくお願ひします。

① 訪問企業

有限会社ぎょうざの丸岡
都城市志比田町7314

② 訪問日時

平成30年11月6日（火）14:00～15:30（予定）

③ 取材について

訪問時の様子を公開し、訪問企業の長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を紹介します。

取材を希望される報道機関は、前日までに宮崎労働局労働基準部監督課（0985-38-8834）へご連絡下さい。

（参考資料1）平成30年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

（参考資料2）有限会社ぎょうざの丸岡の会社概要

平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

[実施日時] 平成 30 年 11 月 4 日（日）9:00～17:00

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

対応窓口	電話番号
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
宮崎労働基準監督署	0985-29-6000
延岡労働基準監督署	0982-34-3331
都城労働基準監督署	0986-23-0192
日南労働基準監督署	0987-23-5277

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい！労働 0120-811-610

[相談受付時間] 月～金 17:00～22:00、土・日 9:00～21:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(2) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(3) 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

(4) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します（事前予約制、参加料無料）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、宮崎県では以下のとおり「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

[日時]：平成 30 年 11 月 6 日（火） 14:00～16:30

[場所]：宮崎空港ビル 2 階レセプションルーム A・B（宮崎市大字赤江）

[URL] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

会社概要

有限会社ぎょうざの丸岡
所在地 宮崎県都城市志比田町7314（本社及び工場）
代表取締役 丸岡 久浩
事業内容 ぎょうざ製造等食料品製造業
労働者数 約120名
電話番号 0986-46-1100

会社案内図

